

相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究活動における不正行為に係る 調査規程

平成 27 年 3 月 11 日
制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、相模女子大学・相模女子大学短期大学部において、研究活動における不正や研究費の不適切な取扱い等の不正行為（以下「不正行為」）が疑われる事案が生じた場合に、その調査を迅速かつ適正に対応し、その透明性を確保することを目的とする。

2 不正行為とは、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程」に示された行為等をいう。

(責任体系)

第 2 条 不正行為の疑いが発生した場合の責任体系は、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程」に準ずるものとする。

第 2 章 研究に係る不正行為告発の受付

(通報窓口の設置)

第 3 条 研究に係る不正行為に関する告発等や、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談を受け付ける通報窓口を内部監査室とする。

1 通報窓口は、以下の事項をふまえて運用する。

(1) 書面、電話、FAX、電子メール、面談による告発を受け付ける。

(2) 告発等には、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等の事実内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

(3) 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織に不利益を与えることを目的とする意思。）に基づく虚偽の告発を防止するため、告発等は原則として顕名によるもののみ受け付ける。

(4) 匿名による告発等があった場合、告発等の内容に応じ、顕名の告発等があった場合に準じた取扱いをする。

(5) 告発の意思を明示しない相談も受け付けることとする。

(6) 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

(7) 告発等があった事案を本学が調査すべきものは、「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）「4-1 調査を行う機関」に従うものとする。本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関に当該告発を回付する。

(8) 告発等の内容については守秘義務を守り、告発者の保護を徹底するとともに、保護

の内容を告発者へ通知する。

- 2 通報窓口は、告発等を受け付けた場合は当該告発等の内容を確認後、速やかにその内容を研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）及び最高管理責任者（学長）へ報告する。

第3章 予備調査と調査委員会の設置

（倫理委員会による予備調査）

- 第4条** 倫理委員会は、次に掲げる場合、またその他研究者の不正行為に関わる情報を得た場合には、予備調査後、必要に応じて調査委員会を設置する。
- (1) 通報窓口等を通じて研究者に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
- (2) 監査その他の方法により研究者が不正行為に関わっているとの情報を得た旨の報告を受けた場合
- (3) 報道やインターネット等への掲載、学会等の科学コミュニティーなど外部機関から研究者の不正の疑いを指摘された場合で、事案の内容が明示され、不正とする科学的合理性ある理由が示されている場合
- 2 倫理委員会は、告発等の受付等前項に記された不正行為に関わる情報を得た日から速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、この結果により、告発等の受付等前項に記された不正行為に関わる情報を得た日から起算して30日以内に、不正行為の本調査の要否を判断する。最高管理責任者（学長）は、不正行為に係る事実の本調査（以下「本調査」という。）の要否を当該研究に関わる研究費の配分機関（以下「配分機関」という。）及び関係省庁に報告する。
- 3 倫理委員会は、必要に応じて予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 倫理委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 6 倫理委員会により、本調査が必要とされた場合は、調査委員会を設置し、本調査を実施する。
- 7 倫理委員会は、調査委員会設置を決定したとき、最高管理責任者（学長）及び被告発者が所属する部署の長に報告するものとする。
- 8 本調査の要否決定後、その旨を理由とともに告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 9 倫理委員会は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究費の配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

第4章 調査委員会による調査

(調査委員会の設置)

第5条 相模女子大学・相模女子大学短期大学部において研究活動に係る不正行為の調査をするため調査委員会を設置する。

(会議)

第6条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 調査委員会の議決は、出席委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 当該行為に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

(調査委員会)

第7条 不正行為に係る調査を実施するために最高管理責任者（学長）の承諾後、倫理委員会が調査委員会を設置する。調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究倫理委員会委員長
 - (2) 不正行為を行った疑いのある者（以下「調査対象者」という。）の所属部署から学長が指名した者 2名
 - (3) 学外の有識者 4名
- 2 すべての委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 3 研究倫理委員会委員長が前項に該当する場合、最高管理責任者（学長）が倫理委員会委員から1名を代理として指名する。
 - 4 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者（学長）が指名する。
 - 5 委員長は、調査委員会を代表し、調査委員会の業務を統括する。
 - 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 7 調査委員会は、その委員の氏名や所属を告発者及び調査対象者に通知する。
 - 8 告発者及び調査対象者は、調査委員に異議のある場合、通知後5日以内に事由を添えて異議申し立てを最高管理責任者（学長）にすることができる。
 - 9 異議申し立てがあった場合、最高管理責任者（学長）は事由を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに関わる委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び調査対象者に通知する。

(本調査の実施)

第8条 調査委員会は、本調査の実施決定日から起算して30日以内に本調査を開始し、倫理委員会に対して、原則として本調査の実施決定日から起算して90日以内に中間報告を行う。また、中間報告は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び調査対象者に本調査を行うことを通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 3 調査委員会は、調査対象者、研究にかかわった者及びその者が所属する部署並びにその関係者に対して、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた者は、積極的に協力するものとする。
- 4 調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないよう十分配慮しなければならない。
- 5 本調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。この際、調査対象者の弁明の聴取が行われなければならない。

- 6 調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを調査対象者に求める場合、又は調査対象者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。
- 7 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査対象者の調査に関連した他の研究活動も含めることができる。
- 8 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。
- 9 調査に当たっては、調査委員会は調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。
- 10 調査委員会における調査は、事実に基づき公平不偏にこれを実施しなければならない。
- 11 調査委員会は、事案に関する認定終了後、最高管理責任者（学長）の承諾のもと、倫理委員会の決定にて解散する。
- 12 調査委員会の事務は、学術研究支援課において処理する。

第5章 不正行為の認定

（調査委員会による不正行為の認定）

- 第9条** 調査委員会は、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額について認定する。また、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
- 2 認定は、本調査の実施決定日から起算して遅くとも 150 日以内に行い、倫理委員会へ最終報告書として報告する。ただし、止むを得ない事情がある場合は、期限を超えない範囲内で延期することができる。
 - 3 最終報告を受けた倫理委員会は、速やかにその内容を最高管理責任者（学長）に報告し、告発者及び調査対象者に通知する。また、最高管理責任者（学長）は配分機関と関係省庁に報告する。
 - 4 調査委員会の調査において、調査対象者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
 - 5 調査委員会は、前項の調査対象者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
 - 6 調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
 - 7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、調査対象者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないとときは、不正行為と認定される。
 - 8 調査対象者が、データや実験・観察ノート、実験試料・試薬、購入備品や物品購入に関する書類等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為で

あるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも不正行為と認定される。ただし、災害などにより、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

- 9 不正行為もしくは特定不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たつては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 10 悪意に基づく告発と認定され、当該告発者が本学以外の機関に所属している場合、倫理委員会は最高管理責任者（学長）を通じて告発者の所属機関にも通知する。
(調査対象者の不服申立て)

第 10 条 調査対象者は、通知を受けた最終報告の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に書面により倫理委員会に不服申立てを行うことができる。また、第 9 条第 10 項の悪意に基づく告発と認定された告発者（以下「告発調査対象者」という。）においても、不服申し立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項の不服申立てを受けた倫理委員会は、調査委員会に当該不服申立ての内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定するよう依頼する。
- 3 調査委員会が再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して倫理委員会に報告し、倫理委員会は書面により調査対象者又は告発調査対象者に通知するものとする。
- 4 調査委員会が第 2 項により再調査の実施を決定したときは、その旨を倫理委員会に報告する。倫理委員会は、調査委員会に対し速やかに再調査を実施するよう指示する。調査委員会は、再調査の実施決定から 50 日以内に再調査を終え、結果を倫理委員会へ報告する。倫理委員会は、直ちにその結果を最高管理責任者（学長）に報告し、告発者又は告発調査対象者及び調査対象者に対して通知する。最高管理責任者（学長）は、再調査の結果を配分機関と関係省庁に報告する。
- 5 告発が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立てについては、調査委員会は 30 日以内に再調査を行い、倫理委員会へ報告する。倫理委員会は、直ちにその結果を最高管理責任者（学長）に報告し、最高管理責任者（学長）は、再調査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者（学長）は、その事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告する。
- 6 再調査を行う場合には、調査委員会は調査対象者または告発調査対象者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに倫理委員会に報告し、倫理委員会は調査対象者又は告発調査対象者に当該決定を通知する。
- 7 倫理委員会は、調査対象者又は告発調査対象者から不服申立てがあつたときは、告発者又は調査対象者に通知し、最高管理責任者（学長）に報告する。最高管理責任者（学長）は配分機関及び関係省庁にその旨を報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする
(最高管理責任者（学長）等への報告)

第 11 条 倫理委員会は、最終調査の結果を速やかに最高管理責任者（学長）及び調査対象者の所属部署の長に報告するものとする。

- 2 倫理委員会は、最終調査の結果、本学教職員または本学大学院生や本学学生に不正行

ががあったと認められる場合は、最高管理責任者（学長）に対し前項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度又は運用体制等の問題点及び再発防止のために関連する教授会、大学院研究科または各部署において実施すべき必要な措置（以下「是正措置等」という。）についての意見を付記するものとする。この場合において少数意見があったときは、これを合わせて付記するものとする。

- 3 最高管理責任者（学長）は、前項の意見が付された報告を受けたときは、関連する教授会、大学院研究科または各部署において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を当該部署の長に勧告するものとする。
- 4 前項の規定による勧告を受けた部署の長は、その勧告に係る是正措置等の実施の状況について、最高管理責任者（学長）に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者（学長）は、関連する教授会、大学院研究科または各部署において実施した是正措置等又は前項の規定により各部署の長から報告を受けた是正措置等の実施の状況について、倫理委員会に報告するものとする。

（調査対象者及び告発調査対象者に対する措置）

- 第 12 条** 不正行為が行われたとの認定があった場合、最高管理責任者（学長）は不正行為への関与が認定された者及び、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、内部規程に基づき懲戒等の処分を理事長に上申することができるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
- 2 最高管理責任者（学長）は告発調査対象者が本学に所属している場合、告発対象者に対し、内部規程に基づき適切な処分を理事長に上申することができる。
 - 3 最高管理責任者（学長）は、第 1 項及び第 2 項の規定により実施した懲戒等の状況について、倫理委員会及び調査委員会に報告するものとする。

第 6 章 その他

（調査結果の公表）

- 第 13 条** 最高管理責任者（学長）は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときも、調査結果を公表する。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。悪意に基づく告発と認定された場合は、告発調査対象者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。
 - 3 最高管理責任者（学長）は、特定不正行為が行われなかつたとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があつたときは、調査結果を公表する。

（告発者、調査対象者への配慮）

- 第 14 条** 調査に係わったすべての者は、告発者、調査対象者又は調査に協力した者等の名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。
- 2 調査対象者及び告発調査対象者には、公正な聴聞、反論又は弁明の機会が提供されるものとする。この場合において、対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限りこれを拒否することができない。
 - 3 倫理委員会は、調査対象者に不正行為があつたと認められなかつた場合には、必要に

応じて調査対象者の名誉の回復に係る措置及び調査対象者の不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、最高管理責任者（学長）に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた最高管理責任者（学長）は、当該意見において講ずべきと認めた措置を講ずるものとする。

- 4 倫理委員会は、倫理委員会又は調査委員会に悪意をもって虚偽の情報を提供したと認められる者について、最高管理責任者（学長）に意見を具申するものとする。この場合において、意見具申を受けた最高管理責任者（学長）は、当該情報提供者が本学に所属している場合、当該情報提供者に対する懲戒等の処分を理事長に上申することができる。当該情報提供者が本学以外の機関に所属している場合、その所属機関に通知する。
- 5 最高管理責任者（学長）は、前項の規定により実施した懲戒等の状況について、倫理委員会及び調査委員会に報告するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発される前に取り下げられていたときは、不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 7 最高管理責任者（学長）は、不正行為が行われなかつたとの認定があつた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠つたことによるものでない誤りがあつた場合は、調査結果を公表する。
- 8 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかつたこと、論文等に故意によるものではない誤りがあつたこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

（守秘義務）

第 15 条 この規程に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、当該業務に関連して知り得た情報を漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならない。

- 2 前項に規定する事項については、業務従事者でなくなった後も同様とする。
- 3 倫理委員会は、第 1 項及び前項の規定に違反した業務従事者について、最高管理責任者（学長）に意見を具申することができる。この場合において、意見具申を受けた最高管理責任者（学長）は、当該業務従事者に対しての懲戒等の処分を理事長に上申することができる。
- 4 最高管理責任者（学長）は、前項の規定により実施した懲戒等の状況について、倫理委員会及び調査委員会に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者（学長）は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に投影しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 6 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（その他）

第 16 条 この規程に定めるものの他、規程の施行に必要な事項は倫理委員会が別途定める。

（改廃）

第 17 条 この規程の改廃は、「学校法人相模女子大学諸規程に関する規程」第 4 条の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 14 日一部改正、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 令和元年 9 月 11 日一部改正、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 令和元年 9 月 11 日一部改正、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 5 令和 7 年 2 月 12 日一部改正、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。